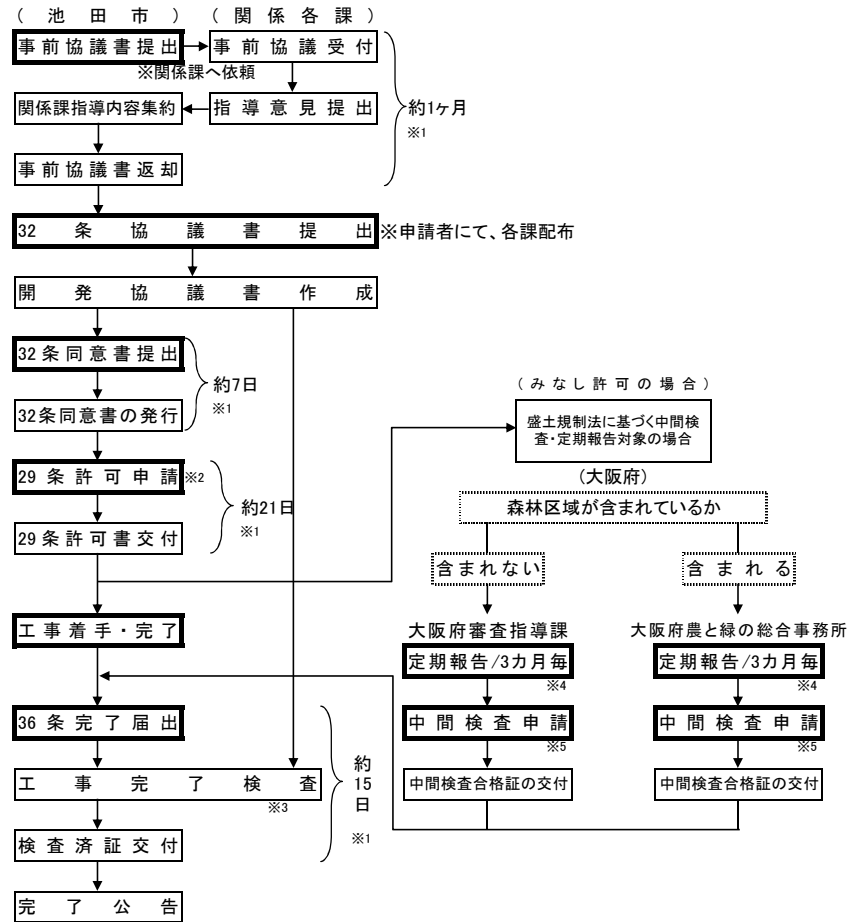


資料-3

開発許可に係る協議・手続フロー及び標準処理期間※₁(盛土規制法みなし許可含む)

市 街 化 区 域

太枠:申請者行為



※₁ 標準処理期間とは、申請に対する処分について、その申請が市に到達してから処分するまでに通常要すべき標準的な期間です。申請の処理に要する期間はあくまでも目安であり、標準処理期間内に必ず処分が行われることを意味するものではありません。また、申請の補正等に要する期間は含まれません。

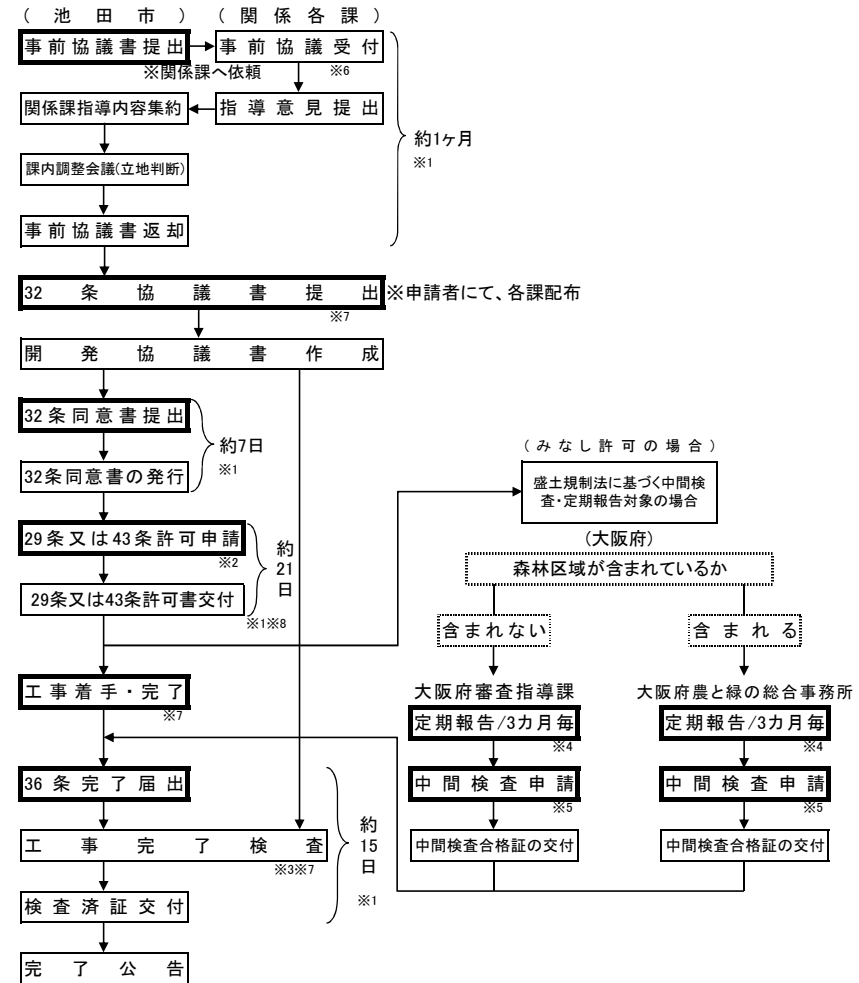
※₂ 池田市環境保全条例に基づく事前協議(指定事業協議)が完結していること。

※₃ 公共施設の帰属手続き等については、検査までに完了して下さい。なお、詳細については関係各課と協議して下さい。

※₄ 池田市の経由が必要です。

市 街 化 調 整 区 域

太枠:申請者行為



※₅ 池田市の経由は必要ありません。

※₆ 都計法34条に基づく判断を行う必要がありますので、上記事前協議の前に相当な期間が生じます。

※₇ 43条許可の場合、32条(公共施設管理者の同意等)と36条(工事完了の検査)はありません。

※₈ 第34条第14号該当の場合は、大阪府開発審査会の処理となり、約3カ月。